

◇大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 副首都推進局の分掌する事務を改めることにしました。
- 2 副首都推進局理事の所管する事務を改めることにしました。
- 3 この規則は、公布の日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)